

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年7月11日認可した。

令和7年7月29日

香川県知事 池田 豊 人

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名               |
|-------------|-----------------------------|
| 善通寺市土地改良区   | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原上地区 |
| 〃           | 水利施設等保全高度化事業（水路改修事業）前池導水路地区 |